

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、高い保健医療水準を達成してきました。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活や意識の変化等医療を取り巻く様々な環境が変化してきており、国民皆保険を堅持し続けていくためには、国民の生活の質の維持及び向上を確保しながらも、今後医療費が過度に増大しないようにするとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る必要があります。

このための仕組みとして、平成 18 年の医療制度改革において、国及び都道府県は「高齢者の医療の確保に関する法律（老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）の全面改正）」に基づき医療費適正化を推進するための計画を策定することとなりました。

この計画では、国民(住民)の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を定め、その目標の実現を通じて、将来的な医療費の急激な伸びを抑えることとされています。

本県でも平成 20 年度から 24 年度を計画期間とする「第 1 期愛知県医療費適正化計画」（以下「第 1 期計画」という。）を策定し、特定健康診査・特定保健指導の実施率や平均在院日数の減少等を目標に掲げて、医療費適正化に資する取組を進めてまいりましたが、特定健康診査・特定保健指導については、本県を含め全国的に実施率が伸び悩んでいるところです。

また、本県の平成 20 年度 1 人当たり医療費は 24 万 7,400 円と全国平均（27 万 2,600 円）を大きく下回っているものの、平成 17 年度からの医療費総額の増加率は 6.8%で全国平均（5.1%）を上回っています。これは、本県の高齢化率は全国的にみて低いものの、高齢者人口の増加率が全国に比し高いことが影響しているものと考えられ、今後も急速に医療費が増加すると予想されます。

そこで、第 1 期計画に続く新たな計画(以下「第 2 期計画」という。)を策定し、そこで定める目標及び施策の達成状況を適切に評価しつつ、より一層、県民の健康の増進と生活の質の向上を図るとともに、医療費の伸びの適正化を図っていくこととします。

2 計画の位置付け

「高齢者の医療の確保に関する法律」第9条第1項に基づく法定計画です。

「新しい健康づくりプラン(平成25年2月策定予定)」、「愛知県地域保健医療計画(平成25年3月策定予定)」、「第5期愛知県高齢者健康福祉計画(平成24年3月策定)」等と一体となって取組を推進します。

3 計画期間

平成25年度から平成29年度までの5年間とします。